

2021 年 1 月 26 日
日本原子力発電株式会社

東海発電所原子炉施設保安規定の追加修正について

令和 2 年 1 月 29 日付総室発第 8 4 号にて申請した東海発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）変更認可申請書について、以下の追加修正を行う。

1. 廃止措置室長の職務の適正化（第 6 条）

グループマネージャーが担当業務の実施責任を負い、室長は室の業務全般を統括するのが本来の役割分担であるため、保安規定第 6 条において、室長が実施することになっている「工事計画の作成」及び「安全貯蔵措置管理」について、グループマネージャーが実施する旨、記載を見直す。（第 1 2 条及び第 1 3 条については、申請時に変更済。）

（保安に関する職務）

第 6 条 （中略）

2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。

（中略）

(3) 廃止措置室長は、廃止措置工事の管理、廃止措置に係る廃棄物の管理、原子炉施設の運用管理及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務を統括するとともに、~~工事計画の作成、安全貯蔵措置管理要領の作成及び~~放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等に関する業務を行う。

(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置室の運営管理、安全貯蔵措置管理並びに原子炉施設の運用管理及び運転に関する業務を行う。

(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画の作成、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」^{*1}の運用管理に関する業務を行う。

（以下略）

2. 記載の適正化

(1) 東海第二発電所との共用設備を廃止措置対象施設に追加することに伴う修正

（第 1 4 条）

保安規定第 1 4 条において、廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置対象施設を巡視することが定められている。今般の廃止措置計画の変更において、東海第二発電所との共用設備を廃止措置対象施設に追加することになるが、共用設備は東海第二発電所の巡視対象であり、東海発電所の巡視対象ではないため、「東海第二発電所との共用設備を除く」旨の記載を追加する。

（廃止措置中の巡視）

第 1 4 条 廃止措置管理グループマネージャーは、第 8 条第 2 項の廃止措置管理に関する手順に基づき、1 週間に 1 回以上、廃止措置対象施設（東海第二発電所との共用設備を除く。）を巡視する。実施においては、第 4 0 条の 3（作業管理）に定める観点を含めて行う。

(2) 排気筒高さの「風向及び風速」の記録が不要になることに伴う修正（第54条）

今般の廃止措置計画の変更において、放射性気体廃棄物を地上放出として評価したことに伴い、排気筒高さ（約80m：東海発電所専用）の「風向及び風速」の記録は不要となり、地上高さ（約10m：東海第二発電所と共用）のみが記録対象になるため、記載を見直す。

（記録）

第54条 各室長及び各マネージャーは、原子炉等規制法第43条の3の21に基づき、原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）及び廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録として、表54-1、表54-2、表54-3及び表54-4に定める記録を適正に作成し、「第2章 品質保証」の「4.2.4 記録の管理」に基づき管理する。（中略）

表54-1（抜粋）

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
19. 風向及び風速 ^{※6}	連続して	10年間

~~※6：東海第三発電所と一部共通~~

※6~~7~~：東海第二発電所と共通

（以下、※の番号繰り上げ）

(3) 条番号の修正（第17条、第21条の5）

保安規定第17条及び第21条の5の文中の条番号を修正（第20条→第19条の2）する。

(4) 項目番号の修正（第54条）

保安規定第54条の表54-2の※11（変更後は※10）について、文中の項目番号を修正（項目27→項目26）する。

(5) 関連条の条番号の修正（第4条）

保安規定第4条の表4-1の関連条の条番号を修正（第11条削除、第40条→第40-40条の5等）する。

以上